

令和7年4月

第4回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月11日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 防災会議室2・3

出席委員

1番	關 元章	3番	横田 晋吾
4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
8番	関口 和美	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

2番 飯泉 厚彦

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	主 査	大野 敏寿
農業行政課	主 任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 4号	現況証明の発行可否について
	議案第 5号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 7号	令和7年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について
日程第3	報告第 1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第 2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
	報告第 3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
	報告第 4号	農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第 6号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
	報告第 7号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 8号	つくば市農業委員会事務局職員の人事について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年度第4回の総会に御出席いただきましてありがとうございます。

総会の開会前に、少々お時間を頂きまして、今年度4月1日付けの人事異動について御報告させていただきます。

議案書の最後の135ページにも掲載しておりますが、内容としまして、転出、転入者それぞれ1名おります。転出者としましては、廣引係長がこども育成課のほうに転出いたしました。転入者は、経済部豊里ゆかりの森から、荒井係長が農地調整係長となりました。今年度も事務局一同どうぞよろしく願いいたします。

また、今年度も予算のほうも取れておりまして、視察研修を予定しておりますが、内容を充実させるという目的で、視察研修に係るアンケート調査を実施したく、アンケート用紙を配付させていただきました。総会終了後に回収させていただきたいと思いますので、回答の御協力よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、御苦勞様でございます。

最近は、気温も高くなってまいりまして、水田の農作業の季節がすぐそこまで来ているような時期となってまいりました。皆さんにおかれましても、田植えの準備等を含めて忙しい日々を迎えることになるかと思いますが、健康に気を付けながら作業を進めていただければと思います。

本日は、御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第6条により、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第4回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は、傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の方に、お願いがあります。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止いたします。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音をすることを禁止いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席2番の飯泉委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和7年第4回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席1番關 元章委員、議席24番 蛭原 昇委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号10番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番と関連する一体の申請であることから、議案第1号の審議から提出番号10番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、水稻の営農を計画しており、申請地には水稻の苗及び野菜を作付けする予定です。

また、こちら議案書のほうに経営面積書いてはいませんが、ほかの市で既に農地は所有しているということです。

以上のことから、提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、農業開始のため申請するもので、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番から7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、農業開始のため申請するもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号8番、9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

大穂地区、飯岡です。

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、申請者は水稲と野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号11番、12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、申請者は水稲・芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号14番については、申請された農地に農地中間管理機構による賃貸借権が設定されており、現在解約の手続をなされていることから、継続審議といたしました。

提出番号15番については、申請者は水稲・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号16番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定ですが、世帯が所有する農地に荒廃農地があることから、農地に復旧した後に、再度現地確認をすることとし、継続審議といたしました。

提出番号17番については、申請者は水稲を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号14番、16番については継続審議。提出番号13番、15番、17番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号19番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号18番、19番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号14番、16番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号14番、16番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号14番、16番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号14番、16番については、關委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号14番、16番については、継続審議といたします。

続いて、提出番号1番から9番、11番から13番、15番、17番から19番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から9番、11番

から13番、15番、17番から19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から9番、11番から13番、15番、17番から19番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての提出番号1番から9番、11番から13番、15番、17番から19番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、對崎委員より調査結果の報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、農地区分は農用地区域内農地となっております。

申請者は、市内で農業と発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用期間満了に伴い、再許可の申請が行われたものですが、下部の農地における営農計画を見直したいとの申し出があったため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号1番については、継続審議と判断いたしましたが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第2号の説明及び報告が終わりました。

提出番号1番は、継続審議との報告がありましたので、審議いたします。

提出番号1番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番については、對崎委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番については、継続審議といたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第3号及び議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、585Wパネルを 152 枚設置する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 2 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭となったため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る 4 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番について、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で調剤薬局を営む法人です。既存駐車場が手狭であり業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 7 台分のスペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 4 番について、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で電気工事業を営む個人です。事務所以外に来客用の駐車スペースがなく、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請されたものですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、現在と同様に全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 4 台分のスペースを確保する計画です。

提出番号 5 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、官舎住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 7 番については、農地区分は第 2 種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番について、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、市内に事務所を持つ医療福祉業を営む法人です。今般、既存の駐車場に建物が建つこととなり、継続して使用できなくなったことから、新たに申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車36台分のスペースを確保する計画です。

以上のことから、提出番号3番から8番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、事業所の改築工事に伴い、既存の資材置場及び駐車場が使用できなくなることから、申請地を借り受け、資材置場兼駐車場用地として申請されたもので、令和8年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、資材置場については鉄板敷きとし、重機2台、機材、トラック6台を置き、駐車場については砕石敷きとし、従業員用の駐車スペース10台分を確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番について、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、既存の資材置場及び駐車場が手狭であり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処

理とした上で、碎石 3 t、外構用ブロック、鉄骨、作業車 4 台などを置き、従業員用の駐車スペースを普通自動車 5 台分確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

議案第 1 号の提出番号 10 番と議案第 3 号の提出番号 13 番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、市内に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用期間満了に伴い、再許可の申請がなされたものです。

議案第 1 号の提出番号 10 番については、区分地上権を設定するために農地法第 3 条の申請を、議案第 3 号の提出番号 13 番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第 5 条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から 3 年間です。

下部農地については、サカキを栽培する計画となっており、280W パネル 1,800 枚を申請地に対して設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、営農のための管理用通路を除いた発電施設の属する区画全体にもサカキを作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第 1 号の提出番号 10 番については、農地法第 3 条第 2 項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第 3 号の提出番号 9 番から 13 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る 4 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 14 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、申請地の隣接地で総合病院を運営する法人です。

今般、申請地の隣接地に、新たな介護医療施設を建築する計画があり、来客用の駐車スペースが不足してしまうことから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請されたものですが、申請地を無断で使用してしまっていたことから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、隣接地と一体で、普通自動車 55 台分のスペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 15 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で木材販売業を営む個人事業者です。今般、事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要になったことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、ヒノキ 5 m³、スギ 10 m³、ケヤキ 10 m³を置き、転回スペースを設ける計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 14 番、15 番については、一般基準を満たしており、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る 4 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 16 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内で建築業を営む個人事業者ですが、これまで自宅敷地の一部を使用し、資材置場スペースとして利用していましたが、手狭で業務に支障を来してしまっていることから、自宅に隣接している申請地を取得し、資材置場兼作業場用地として申請するものですが、申請地を無断で使用してしまっていたことから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、整地後、通路用地を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理し、車両置場、基礎用碎石等置場、古民家解体材料置場、木材加工等作業場用地として利用し、資金については、自己資金で賄います。

提出番号 17 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、申請地と同一大字内に支店を置く法人です。昨今の建設工事受注増に伴い資材置場用地が不足していることから、新たに支店近くに資材置場用地を確保したく申請したのですが、現地を確認したところ、第 1 種農地の例外許可規定において、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とされておりますが、申請書に添付された連たん図では、条件に合致していなかったことから、集落接続に関する書類の再提出を求めるべく継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 17 番については継続審議。提出番号 16 番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、資材置場用地として申請されたもので、令和7年8月31日までの一時転用です。

なお、申請地を無断で使用してしまっていることから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、砂、砕石、管材・パイプ等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定買取制度を用いず、小売電気事業を営む別会社を通じて、直接需要者に電気を売買する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550Wパネルを160枚設置する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、既存で使用している資材置場について、土地所有者から返却の申し出を受け、返却することになりましたが、事業を行う上でも資材置場は必要なことから、新たな資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、足場材200本、コンテナボックス、廃棄物入れボックス、残土1t程度を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 24 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で太陽光発電所の保守管理業を営む法人です。これまで既存の資材置場は設けておらず、おのおの発電所敷地内に置いておりましたが、盗難などのリスクがあることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木杭で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透とした上で、碎石 30 m³、砂 20 m³、2 t ダンプ、軽トラック、油圧ショベル等の車輛を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 25 番、26 番については、同一の申請人のため一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 27 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の病院に医師として勤務しております。今般、地域医療に貢献したいと考え、独立して開業すべく、申請地を借り受け、診療所用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 28 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 18 番から 28 番については、一般基準を満たしており、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第 1 号の提出番号 10 番及び議案第 3 号の説明及び報告が終わりました。

議案第 3 号の提出番号 17 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第 3 号の提出番号 17 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 3 号の提出番号 17 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 3 号の提出番号 17 番については、關委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号17番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号10番及び議案第3号の提出番号1番から16番、18番から28番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号10番及び議案第3号の提出番号1番から16番、18番から28番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号10番及び議案第3号の提出番号1番から16番、18番から28番について、許可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から16番、18番から28番については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号13番につきましては、営農型太陽光発電施設における下部の農地面積が30aを超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る4月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上前から資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、20年以上前から不耕作により山林状態となっており、現在も耕作の目的に供されておらず、農地への復元は困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号3番から5番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第5号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を行っておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず谷田部地区分について、横田委員、お願いいたします。

横田晋吾委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、田畑転換を目的とした盛土を行うため、申請されたものです。

小野川地内の農地より発生する建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、耕作利便向上を図るべく、畑の土壌改良をするものです。

既存農地の粘土層を剥ぎ取り、場内敷きならす計画で、整地後は、野菜を植付する予定です。

以上のことから、提出番号2番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、担当委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書19ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年3月14日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものでございます。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号91番までのとおりとなり、豊里地区7件、谷田部地区11件、荃崎地区22件、大穂地区3件、筑波地区45件、桜地区3件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番から3番、39番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号4番から38番、40番から91番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号4番から38番、40番から91番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号4番から38番、40番から91番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての整理番号4番から38番、40番から91番、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号1番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての整理番号1番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

対崎委員の復席を求めます。

（対崎徳男委員 復席）

議長（飯野 和男）

続きまして、整理番号2番、3番、39番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号2番、3番、39番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号2番、3番、39番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号2番、3番、39番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての整理番号2番、3番、39番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

（遠藤道夫、大野博司委員 復席）

議案第7号 令和7年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 令和7年度最適化推進活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第7号 令和7年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について、御説明いたします。

近年の農業が直面するいろいろな課題から、農業委員会の役割として、農地利用の最適化が必須業務となっております。

国から、農地の最適化目標を定め、年度ごとに実績管理を行うよう求められており、一定の活動実績が認められなければ、交付金が交付されない旨、通知されております。

このようなことから、本日、総会開催前に農業政策専門委員会を開催し、令和7年度最適化推進活動の目標の原案を決定いたしました。内容については、議案書に記載のとおりになっております。

なお、総会で可決決定された上は、農業委員会、茨城県農業会議に報告し、併せてホームページを記載いたします。

目標の詳細については、事務局より説明いたします。

なお、農業政策専門委員会の中の委員の方からの質問がありましたのは、活動記録簿等の記入についての意見が出ましたので、後で事務局より細かい説明をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、事務局のほうから補足説明がありますので、よろしくお願ひします。

事務局（荻谷係長）

議案書110ページから111ページになります。

令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明いたします。

各市町村農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等利用の最適化推進に係る活動を実施することとされていますので、つくば市農業委員会の令和7年度の最適化活動の目標を設定するものです。

まず項目1の、農業委員会の状況につきましては、令和7年度当初の農業委員会の体制及びつくば市の農家、農地などの概要について記載しております。

続いて、項目2の最適化活動の目標につきまして、今年度の目標としては、担い手への農地新規集積面積を556ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積を53.4ha、推進委員等1人当たりの最適化活動の月間活動日数を10日と設定しております。活動強化月間を4回設定しており、農地再生チャレンジ事業、農地利用意向調査、将来の農業担い手講習会の実施を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にはないので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 令和7年度最適化推進活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は議案書112ページから135ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問等はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、報告第1号から報告第8号について終了いたします。
以上で議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして令和7年第4回総会を閉会いたします。

【午後2時35分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員